

# 平成20年第2回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成20年6月10日(火曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

### 教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について < P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について < P 3 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長） < P 3 ~ P 4 >
- 日程第 4 報告第 6 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について < P 4 >
- 日程第 5 行政報告（町長・教育委員長・農業委員会会長） < P 4 ~ P 8 >
- 日程第 6 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について < P 8 ~ P 9 >
- 日程第 7 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について < P 9 >
- 日程第 8 議案第 4 5 号 足寄町名誉町民の決定について < P 9 ~ P 10 >
- 日程第 9 議案第 4 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について < P 10 ~ P 11 >
- 日程第 10 議案第 4 7 号 足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例 < P 11 >
- 日程第 11 議案第 4 8 号 乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 < P 11 ~ P 12 >
- 日程第 12 議案第 4 9 号 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 < P 12 ~ P 13 >
- 日程第 13 意見書案第 3 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書 < P 13 ~ P 14 >
- 日程第 14 意見書案第 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 < P 14 ~ P 15 >

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成20年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番星孝道君、2番榊原深雪君を指名をいたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日6月9日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月10日から6月20日までの11日間とし、このうち、11日から16日までの6日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日6月10日は、議長の諸般の報告の後、総務産業常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

続いて、町長・教育委員長・農業委員会会長から行政報告を受けます。

次に、報告第4号、報告第5号の報告を受けます。

次に、議案第45号から議案第49号を即決で審議いたします。

意見書案第3号と意見書案第4号は、総務

産業常任委員会に付託し会期中の審査といたします。

なお、議案第50号から議案第57号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中に審査いたします。

17日は、一般質問などを行います。

18日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、11日から16日までの6日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、6日間は休会に決定をいたしました。

#### 諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。これで、諸般の報告を終わり

ます。

#### 報告第6号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第6号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたしたいと思ひます。

これも別紙配付のとおりでございます。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、6件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町行政改革大綱の策定についてでございます。

平成14年度に策定いたしました行政改革大綱が計画期間を終了したことから、新しく行政改革大綱を策定いたしましたので、御報告申し上げます。

平成14年度に策定いたしました行政改革大綱につきましては、平成19年3月の町議会第1回定例会において「行政改革大綱・自律プランに基づく行政改革の推進について」で報告いたしましたとおり、「開かれた行政」、「事務事業の見直し」、「協働のまちづくり」、「効率的及び効果的な行財政運営」、「人材育成の推進」の5項目を主な推進項目として行政改革に取り組んでまいりました。

平成17年3月には、自律プランを策定し、平成18年3月には、行政改革大綱推進計画の内容も盛り込み自律プラン推進計画として一本化し、行政改革大綱を基本に、自律

プランと一体的に取り組んでまいりました。

平成16年度に、自律プラン策定のために全職場で事務事業全般にわたって見直しを行ったこともあり、行政改革大綱に盛り込まれた推進事項のほとんどが何らかの形で着手され、また、盛り込まれていなかった事務事業についても見直しが行われ、経費削減などの効果があらわれ、一定の成果を上げているところであります。

この間、国では、行政改革の推進につきまして、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、平成17年3月29日には、総務省が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定して、「今後の行政改革の方針」を踏まえ、各地方公共団体において、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう通知がありました。

さらに、平成18年8月31日には「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」が策定され、この指針も参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう通知がありました。

本町においても、国の方針・指針を参考に、行政改革推進本部において行政改革大綱策定の検討を進めてまいりました。

3月26日には行政改革推進委員会を開催し、新しい行政改革大綱について諮問し、検討いただき、原案どおり答申いただきました。

新しい行政改革大綱の内容につきましては、計画期間を平成19年度から平成23年度までの5年間としております。

行政改革の推進方法といたしましては、職員1人1人が常に行政改革の意識を持ち取り組むものとし、行政改革推進本部が毎年度、成果の検証と見直しを定期的に行うとともに、行政改革推進委員会に報告し、助言を受けることとしております。

重点事項といたしましては、「行政の担うべき役割の重点化」、「行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織」、「定員

管理及び給与の適正化等」、「人材育成の推進」、「公正の確保と透明性の向上」、「電子自治体の推進」、「自主性・自律性の高い財政運営の確保」の7項目を重点事項としており、より一層積極的に行政改革の推進に努めることとしております。

今後、この「足寄町行政改革大綱」をもとに、「自律プラン」とあわせて行政改革を推進し、自律したまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、町議会の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

なお、「足寄町行政改革大綱」は皆様に配付したとおりであります。参照いただきたいというふうに思います。

次に、高齢者・障害者がともに暮らす新たな住まいの整備事業についてでございます。

平成20年度行政執行方針で述べました、高齢者・障害者がともに暮らす新たな住まいの整備事業について御報告申し上げます。

今般、整備計画している施設は、自宅での生活の継続が困難な高齢者や施設から地域生活移行を目指す障害者が、ともに生活するための新たな住まい「共生型自立支援ハウス」と「認知症対応型通所介護施設」を、国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用して一体的に整備するものであります。

この事業の実施主体は、町内で福祉サービスを展開しています特定非営利活動法人（NPO法人）「ママサポートえぶろん」で、延べ面積312.54平米の木造平家建てを足寄町旭町1丁目38番地の町有地に建設し、平成21年1月完成を予定しています。

施設は、高齢者や障害者の居室10室を備え、食事の提供等日常生活の支援を行う居住部分に定員12名の認知症対応型通所介護施設を併設するもので、総事業費は6,486万9,000円程度見込まれ、国に対し、交付限度額の4,300万円を要望し協議していましたが、先般、要望額どおりの内示通知を受けたところであります。

町といたしましては、町有地（773.3

5平方メートル）の無償貸与と国の交付金に1,200万円を加え助成することとし、今定例議会に予算提案させていただきましたので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、子どもセンターの運営状況等についてでございます。

子育て支援の拠点施設として昨年4月に開設いたしました、子どもセンターの運営状況等について御報告申し上げます。

子どもセンターは、保育事業、子育て支援センター事業、家庭児童相談支援事業、障害児の療育支援事業の使用に供する施設として、総合的に事業の推進を図ってまいりました。

保育事業についてであります。市街地にある認可保育所2カ所と無認可保育所1カ所を統合した「足寄保育園どんぐり」は、「足寄町子育て安心特区」として内閣府の構造改革特別区域計画認定を受け、3歳児以上については、保育に欠ける欠けないにかかわらず入園希望者全員を受け入れていることから、定員180人を上回る最大190人が入園し、1年間の平均在園児は186.75人となっております。

また、乳幼児を対象に創設した保育ママ制度は、8名の方が保育ママに登録していただき、乳幼児10名が保育ママの家庭で保育を受け、保護者に対し122万3,000円余りを助成しております。

次に、子育て支援センター事業であります。子育て家庭の交流を図る「つどいの広場事業」は、188日開設し、保護者1,926人、幼児2,512人で、1日平均23人余りの親子の利用がありました。

また、一時保育サービスの利用は、22人、延べ81日の利用となっております。

家庭児童相談支援は、就学前の児童から中学生までを対象に、教育委員会や学校と連携を図り、24件の相談支援を行っております。

また、児童虐待についても6件対応してお

ります。

障害のある児童に対し療育支援を行う「児童デイサービスセンターあゆみ園」は、登録児童数8人に延べ301回の療育相談・支援を行うとともに、あゆみ園に通園していない要観察児童6人に対しても療育支援を行う等、保育園に併設されていることから、早期発見・早期相談支援が図られてきております。

子どもセンターは、保育園と子育て支援センター、児童デイサービスセンターを一体的に整備したことにより、障害のある児に対する理解や集いの広場を通して、保育園入園前の幼児が施設になれ親しみ、入園時の戸惑いが緩和される等の効果もあらわれるとともに、保育事業についても、施設統合により保育士の配置がえ等による歳出の削減と、入園児童の増加に伴う保護者負担金の増で約2,000万円弱の費用対効果が図られる等、子育て拠点施設として順調な滑り出しができていっていると思っております。

今後も、子どもセンターの効率的・効果的運営と子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、あしよる農産公社の経営状況についてでございます。

あしよる農産公社の株主総会が6月12日に開催予定となっておりますが、平成19年度収支状況が大幅な赤字見込みとなっており、平成17年度から3年連続の赤字決算となることが明らかになりました。

詳細については、12日の株主総会終了後に、追加報告として詳細な決算数字を報告させていただきたいと考えております。

あしよる農産公社は、平成5年1月に、畜産振興を図るとともに、農・畜産物の振興と畜産物製品の開発を図り、地域の農業の振興・発展に資するという目的を持って、町・農業協同組合・商工会などの関係機関や町民の皆様の出資により、第三セクターとして設立されました。

設立後15年が経過し、社会情勢が変化する中で、あしよる農産公社の将来のあり方や今後の畜産物処理加工施設の管理運営など、畜産物処理加工施設の利活用について検討すべき時期であり、足寄町として諸課題を明らかにするため、経営環境や財務構造、販売・生産・情報管理、経営予測と改善課題に基づく施設運用などについて専門家による調査を行うべく、必要経費の予算補正を本定例町議会に提案させていただきましたので、御審議のほどをお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、足寄町耐震改修促進計画の策定についてでございます。

平成20年3月に、平成20年度から平成27年までの8年間を計画期間として策定いたしました足寄町耐震改修促進計画について報告申し上げます。

本促進計画は、平成18年1月26日に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針、北海道耐震診断及び耐震促進計画、足寄町地域防災計画等を勘案しつつ策定いたしました。

平成7年の阪神・淡路大震災における人的被害の約9割が、住宅や建物の倒壊に起因するものであります。

町民の安全・安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者及び行政が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命はみずから守る」といった自助の考え方、「みずからの地域はみずから守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方をもとに、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要であります。

近年、足寄町に被害を及ぼした地震としては、平成5年釧路沖地震、平成6年北海道東方沖地震、平成15年十勝沖地震等がありますが、本促進計画においては、海溝型地震で最大震度となる地震「十勝沖・釧路沖地

震」、内陸活断層である地震で最大震度となる地震「十勝平野断層帯主部の地震」、全国どこでも起こり得る直下の地震の三つの地震を想定し、町全域を耐震化区域として、住宅、特定建築物の耐震化を重点的に図ることを目標としております。

町内における住宅戸数は、計画策定時4,053戸であります。そのうち、昭和56年以前に建設された住宅は2,300戸、その中で「耐震性あり」と推計される住宅が1,019戸あり、昭和57年以降建設された住宅1,753戸と合わせた2,772戸の住宅が、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計されますので、耐震化率は68.4%となっております。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号に規定する特定建築物は、昭和56年以前に建設された学校（廃校含む）7施設が該当となりますが、特定建築物は、防災の観点から重要な施設が多く、率先して耐震化に取り組む必要があり、耐震診断と耐震改修について、それぞれの状況に応じて方針を定め、計画期間内において耐震化を図れるよう取り組むことといたします。

住宅の耐震化を推進するに当たりましては、目標年の平成27年までに、住宅については9割の耐震化を目指し、環境の整備、国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）の活用、北海道の事業との連携等を図り、改修に対する補助制度の検討を行い、住宅の耐震改修を計画的に取り組むことといたします。

また、こうした建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図るため、地震・防災マップ（揺れやすさマップ）の作成、建物倒壊の災害予測地図（危険度マップ）を作成し、住民周知を図ってまいります。

なお、計画の詳細につきましては、本日配付いたしました「足寄町耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）」を御参照

いただきますようお願いし、報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制等についてでございます。

国民健康保険病院の診療体制につきましては、第1回定例町議会、第2回臨時町議会においてそれぞれ行政報告しましたが、その後、内科医師1名の応募があり、来町視察の結果、当町での勤務を希望され、7月赴任予定で協議を進めているところでございます。

このことにより、従来から計画しておりました内科医師3名、外科医師2名の常勤医師5人体制が整い、診療の充実が図られることとなったところでございます。

医師体制の確立により、今後、策定を予定しております公立病院改革ガイドラインも含めた病院の診療体制のあり方、運営等について、計画性を持った協議・検討を進めてまいります。

なお、今回の医師交代に伴う給与等の見直し、休日等当直医師確保にかかわる賃金及び関連する経費の予算補正を今議会にお願いをいたしております。

また、看護体制につきましては、第2回臨時町議会にて報告いたしましたとおり、常勤看護師が確保されつつありますが、看護職員配置基準には満たない状況にあり、今後さらに確保に努力する所存であります。

病院の方向性につきましては、町議会文教厚生常任委員会の報告を十分踏まえた中で、今後のあるべき姿を探るとともに、町民の皆様がこの町で安心して暮らせるよう、診療体制の充実を図ってまいります。

以上のとおり御報告いたしますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育委員長星崎隆雄君。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会よ

り行政報告1点を報告申し上げます。

公立学校施設の耐震診断結果について御報告申し上げます。

学校は、子供たちにとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるとともに、地域住民にとっても最も身近な地域コミュニティの拠点であり、非常災害時には応急避難場所としての重要な役割を担っていることから、この間、本町においては学校教育施設の耐震診断を行ってきたところであります。

平成18年度に鉄筋コンクリートづくりの建物について耐震1次診断を実施し、平成19年度には、耐震1次診断に該当しない鉄骨づくりの建物について耐震2次診断を実施いたしました。

これで、改築予定の建物を除き、すべての該当建物の耐震診断を終了したところでありますが、別紙(2ページに記載しております)のとおり、足寄中学校特別支援学級棟と便所・廊下棟を除く建物が、耐震診断判定基準指標の $I_s = 0.7$ を下回る結果となりました。

平成20年度には足寄小学校体育館を、平成21年度には校舎の一部を改築することにより耐震化を図ることとしておりますが、今後は、耐震診断の判定結果に基づき、足寄町第5次総合計画に計上し、計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

以上、耐震診断の結果を御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

議長(吉田敏男君) 次に、農業委員会から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

農業委員会会長阿部正則君。

農業委員会会長(阿部正則君) 議長の許可を得ましたので、足寄町農業委員会活動の行政報告をさせていただきます。

足寄町農業委員会活動計画について。

「足寄町農業委員会活動計画」を作成いたしましたので、御報告申し上げます。

この計画は、平成19年6月定例町議会におきまして、今後3年間の活動計画を御報告申し上げたところでございますが、農業委員会の平成19年度活動の総括や、国の「食料・農業・農村基本計画」に基づき平成19年度から始めました、品目横断的経営安定対策事業が水田・畑作経営所得安定対策事業と改称されたこと等に伴い計画の一部見直しを図り、さらに充実した活動を目指し、担い手育成確保対策や農業後継者パートナー対策を中心に10項目を掲げ活動を強化していくことを、5月の農業委員協議会において確認したところであります。

また、農業委員会は、農地法に基づく法令業務を中心に、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化し、地域に役立つ農業委員会、活動する農業委員会を目指し取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても一層の御理解・御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

なお、詳細につきましては、本日配付いたしました「足寄町農業委員会活動計画」を参照したいと思っております。

議長(吉田敏男君) これで、行政報告を終わります。

#### 報告第4号

議長(吉田敏男君) 日程第6 報告第4号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました報告第4号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成19年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上いた



だきました道営事業及び公営住宅建てかえ事業の事業費繰越額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

内訳につきましては、別紙2事業で、翌年度への繰越額は合計で1億8,079万5,000円となっております。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### 報告第5号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第5号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました報告第5号繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上いただきました土地区画整理事業の事業費の繰越額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

内訳は、別紙のとおりで、翌年度への繰越額は2件分5,868万8,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### 議案第45号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第45号足寄町名誉町民の決定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第45号足寄町名誉町民の決定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町名誉町民条例は、昭和44年に制定されまして、以降、平成3年に、今はお亡くなりになられておりますが、高橋安蔵さん、さらには多田梅松さんのお二方を名誉町民と決定をして以来のことでございます。

今般、同意を求める方につきましては、多年にわたり足寄町議会議員及び足寄町長4期を歴任されました、足寄郡足寄町西町7丁目3番地の37 小林弘道氏（昭和2年7月15日生、満80歳）でございますが、小林氏を名誉町民として適任の方と考えますので、その名誉をたたえるために名誉町民として決定したいと考えておりますので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、小林弘道氏の履歴を添付してございますので、参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第45号足寄町名誉町民の

決定についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第45号足寄町名誉町民の決定についての件は、同意することに決定をいたしました。

議案第46号

議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、稲牛辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するものでございます。

内容につきまして申し上げますので、右側別紙をお願いをいたします。

総合整備計画書でございますが、辺地は稲牛辺地でございますが、辺地の人口につきましては74人、面積につきましては72.5平方キロメートルとなっております。

1点目として、辺地の概況を記載してございます。

2点目には、公共的施設の整備を必要とする事情について掲げてございます。

3点目におきましては、公共的施設の整備計画を平成20年度から24年度の5年間について掲げているものでございます。

事業につきましては、足寄白糠線道路改築事業でありまして、事業費は3,800万円、そのうち一般財源が1,520万円とい

うことで、この一般財源に対しまして、辺地計画に基づき辺地対策事業債の適用を受ける予定額が1,490万円となっております。

計画は5カ年になってございますが、当初予算でお認めいただきましたこの額につきましては、平成20年度で事業を完了するという予定になってございます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) これについては、道が悪くて、患者輸送車に乗っていた方から、揺れるたびに背骨が痛くて本当に大変だったんだ、何とか早くここを、がたぼこではない道にしてもらいたいという要望が前からあって、それが解消されるべくこのような予算が提案されてきたことは、本当に大変よいことだと思いますので、早急にやってみたら、この予算に賛成いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第47号

議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第47号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第47号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、個人に関する情報の適正な取り扱いの確保を図り、個人の権利・利益の保護及び公正で民主的な町政の推進を行い、基本的人権の擁護に資することを目的に、平成14年3月に制定してございます。

この条例中、第8条におきまして、個人情報の利用及び提供の制限を定めておりますが、この規定によりまして、例示といたしまして、地域における民生委員・児童委員の円滑な活動に支障を来すことや、災害時に迅速かつ的確な要援護者等の避難支援を行うための情報の共有化を図ることができないかということから、改正を行いまして、これらの問題を解消しようとするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例

足寄町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

第4号といたしまして、本人以外の者に個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるときということで、この条項を追加しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日か

ら施行するというものでございます。

なお、この条例改正につきましては、足寄町個人情報保護審査会に平成20年5月23日諮問し、異議なく答申されていますことを申し添えさせていただきます。

また、改正条文の新旧対照表を右側に添付してございますので、御参照願いたいと存じます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第47号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第47号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第48号

議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第48号乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長（大竹口暁己君） ただいま議題

となりました議案第48号乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、北海道医療給付事業の見直しにより小学生が対象に追加されたため、道に準拠し対象とする条文の整理をするものでございます。

改正条文について御説明させていただきますが、提案の各条項説明は省略させていただき、条項ごとの改正内容について御説明申し上げますので、御了承いただきたいと存じます。

幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

条例題名第1条、第2条、第3条は、対象追加による字句の条文整理をするものでございます。

第4条は、対象に追加された小学生の助成範囲をただし書きで規定するものでございます。

第5条、第12条は、対象追加による字句の条文整理をするものでございます。

附則 この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

なお、7ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。これで、討論を終わります。

これから、議案第48号乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第48号乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第49号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第49号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長（大竹口暁己君） ただいま議題となりました議案第49号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、北海道医療給付事業の見直しにより、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている精神障害者が対象に追加されたため、道に準拠し対象とする条文の整理をするものでございます。

改正条文について御説明させていただきますが、提案各条項説明は省略させていただき、条項ごとの改正内容について御説明申し上げますので、御了承いただきたいと存じます。

重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条は、対象追加による手帳の区分、字句等の条文整理。第3号で、精神障害者について規定するものでございます。

第3条は、対象に追加された精神障害者の助成範囲を規定するものでございます。

附則 この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

なお、9ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第49号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第49号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。15分間休憩をいたします。11時10分に再開をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### 意見書案第3号

議長（吉田敏男君） 日程第13 意見書案第3号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 議題となりました意見書案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

#### 勤労貧困層の解消に向けた 社会的セーフティネットの 再構築に関する要望意見書

パート・派遣労働者などの非正規労働者は、現在、労働者全体の3分の1を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアなどが増大している。

年収200万以下の就労者が1,000万人を超え、生活保護世帯も107万世帯まで増大するなど、かつては多数を占めていた中間層が二極化し、格差拡大にとどまらず、今や貧困もが深刻な社会問題となっています。

こうした中で、国民年金や国民健康保険の未納者の増大に示されるように、我が国の社会的セーフティネットの中核をなす社会保険制度から排除される貧困層が増大しており、また、低所得貧困層の「最後の砦」であるべき生活保護制度も、稼働年齢などを理由に申請自体が拒否されるなど、本来の機能を果たしていません。

まさに雇用・社会保険・公的扶助による社会的セーフティネットが機能不全に陥っていると云わざるを得ません。

こうした状況を放置すると、社会保障や税負担の担い手が減少するばかりか、無年金者が増大し、将来19兆円を超える生活保護費の追加負担が発生すると予測されています。

格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、すべての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの再構築による福祉社会の確立のため、下記の政策の確立と実施を求めるところでございます。

#### 記

1. パート・派遣労働者など非正規労働者への社会保険・労働保険の完全適用と給付改善など、積極的雇用政策と連動した社会保険ネットの機能を強化すること。
2. 雇用保険と生活保護制度の中間に、新たな「就労、生活支援給付制度」を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者や、母子世帯の母親への職業訓練など、就労、自立支援を行うこと。
3. 住宅補助や医療・介護費補助制度の新設（住宅扶助、医療扶助の社会手当化、単給化等）を含め、生活保護制度が福祉の「最後の砦」としての機能を十分発揮できるよう、「生活保障制度」としての抜本改革を行うこと。

以上の内容でございますので、何とぞよろしく御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第3号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、意見書案第3号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

#### 意見書案第4号

議長（吉田敏男君） 日程第14 意見書案第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 意見書案第4号について、提案理由の説明をさせていただきますが、おわびをして、訂正をしていただきたいんですが、表題の「国による公的森林整備の推進」となっておりますが、意見書案の方では「森林整備の推進」が抜けております。恐れ入りますけれども、追加をしていただきたいと思います。

それでは、読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられております。

一方、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っております。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益林の整備に対する公的機関の役割強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村

の再生に向けた積極的な取り組みが重要となっております。

このような時期に、国有林野事業は、「行政改革推進法」に基づき業務・組織の見直しが予定されております。

また、旧緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は、(独)森林総合研究所に継承させる措置が講じられました。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、地域林業・木材関連産業の振興を通じた山村の活性化に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請するものでございます。

#### 記

- 1．森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材関連産業の振興策の推進と、森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。
- 2．緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材供給体制の確保、さらに、木材のバイオマス利用の促進による、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業の振興を図ること。
- 3．水資源造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保を図ること。
- 4．国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持を行い、その地域における担い手の育成・地域経済活性化に寄与できるよう最善を尽くすこと。

以上の内容でございますので、何とぞよろしく御賛同のほどお願い申し上げ、提案理由

の説明とさせていただきます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 散会宣告

議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月17日午前10時より開会をいたします。

午前11時20分 散会

